

第1部 総論

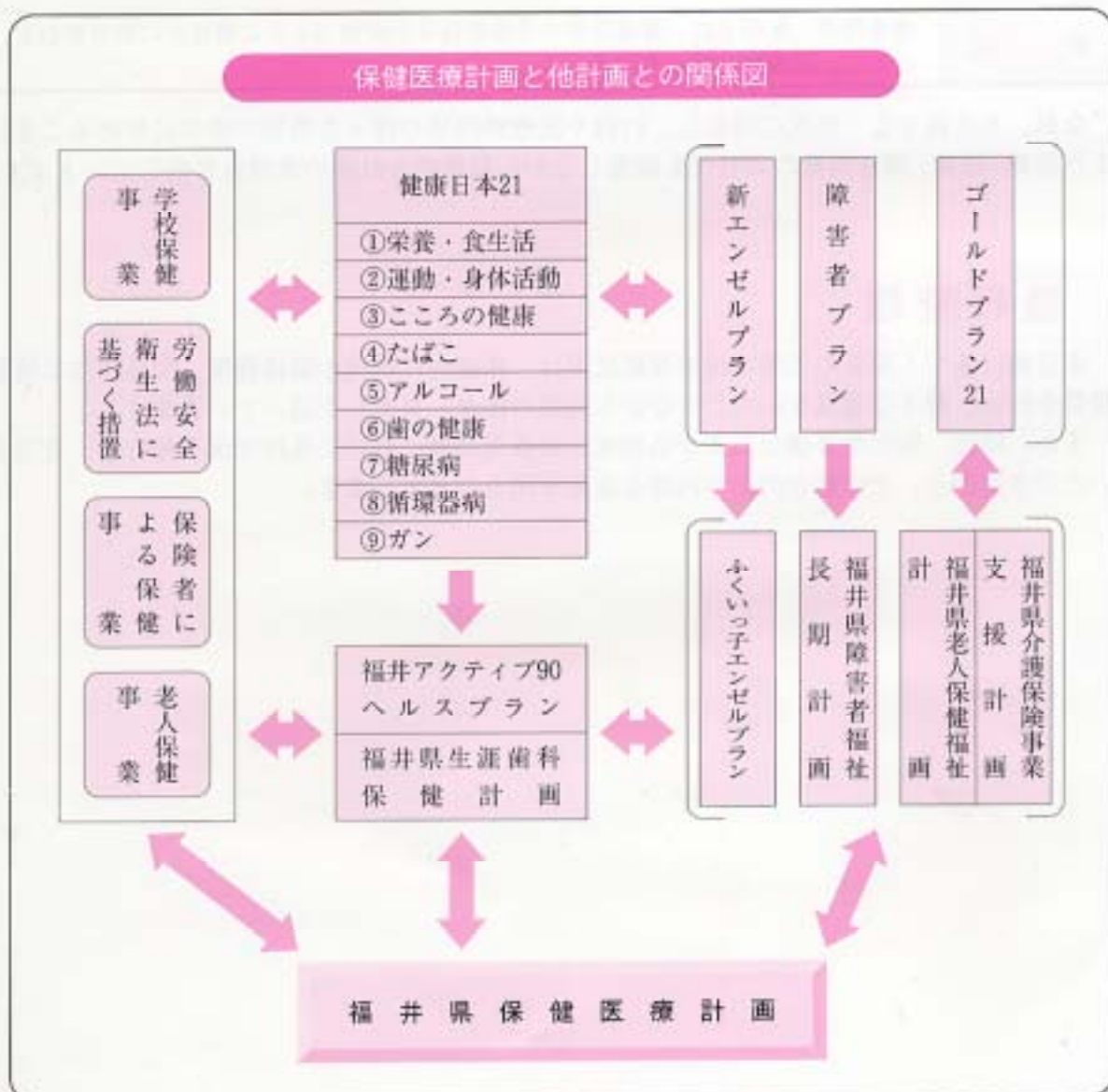
第1章 計画の基本的事項

1 計画の性格

福井県保健医療計画（以下、「本計画」という）は、医療法第30条の3第10項の規定に基づき策定した計画であり、本県における医療を提供する体制の確保および医療と密接な関係を有する保健・福祉に関する施策の基本指針です。

また、本計画は近年の少子高齢化社会の進行や疾病構造の変化、医療技術の高度化など保健・医療を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、行政、医療機関、関係団体および県民一人ひとりが施策や健康づくり等に取り組むための指針とします。

なお、本計画は、県の老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）、アクティブ90ヘルスプラン等、医療と密接に関連する計画との整合性を図って策定した計画です。



2 計画の期間

本計画は、平成15年度を初年度とし、平成19年度を最終年度とする5か年計画とします。ただし、保健・医療・福祉に関する諸情勢や社会情勢の変化がある場合は、必要に応じ計画期間内に再検討を加えます。

3 計画の推進

県は本計画策定の主体として、国・市町村および保健・医療・福祉関係機関・関係団体との連携を密にして、本計画の円滑な推進を図ります。

また、国に対しては計画の実現のための支援・協力を求めることとし、関係機関等には本計画の達成に向けて次のような役割等を担うことを期待します。

医療機関・関係団体	本計画の推進に向けて、幅広く協力するとともに、自主的な事業に積極的に取り組むこと。
市町村	県と一体となって本計画の推進に努めること。
県民	健康増進、疾病予防、健康診査の受診等自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、医療への関心を深めること。

なお、本計画を広く県民に周知し、行政や医療機関等が様々な情報の提供に努めることにより保健・医療・福祉情報の共有化を推進しながら効果的な計画の実現を目指していきます。

4 進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や取組状況は、積極的に県民や関係機関、関係団体に情報提供を行い、様々な意見をいただきながら施策の推進、見直しを図っていきます。

また、随時、県医療審議会および県地域医療推進会議において進捗状況を報告し、意見をいただきながら、その総合的かつ円滑な推進を図ることとします。